第2次千葉市消費生活基本計画に基づく

平成27年度事業実績

【目次】

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 (3課題、8項目)	基本的方向2 消費者被害の防止及び救済 (2課題、7項目)
課題1 商品、サービスの安全・安心の確保(19事業)	課題1 消費者被害の防止(12事業)
① 食品の安全性の確保1	①-1 情報提供の推進・[悪質商法関連]
② 住まいの安全性の確保 4	①-2 情報提供の推進・[多重債務関連]
③ 生活用品の安全性の確保 7	①-3 情報提供の推進・[高齢者・障害者関連]
④ 関係機関等との連携 8	② 苦情相談情報の活用
数値目標、指標9	③ 地域、関係団体等との連携
	数値目標、指標
課題2 適正な取引環境の確保(11事業)	
① 適正な表示の推進 10	課題2 消費生活相談窓口の機能強化(11事業)
② 適正な計量の推進10	① 消費者被害の救済
③ 生活関連商品の調査、安定供給13	② 相談体制の強化
数値目標、指標 14	③ 相談員の専門的知識の向上
	④ 関係機関等との連携
課題3 事業者に対する指導(2事業)	数值目標
① 法令遵守のための啓発、指導15	指標

基本的方向3 消費者の年齢その他の特性に対する配慮 (1課題、2項目)
課題 1 高齢者、障害者、若年者に対する支援(3事業) ① 高齢者・障害者の財産等の保護 30 ② 若年者に対する支援 30 数値目標、指標 31
基本的方向4 消費者の自立支援 (2課題、3項目)
課題1 学習機会の拡充(9事業) ① 学習機会の拡充、自主的な学習活動の支援 32 ② 消費者教育の推進 33 ③ 学校における消費者教育の推進 34 数値目標 35
課題2 環境に配慮した消費生活の推進(10事業) ① 循環型ライフスタイルの推進 36 ② 消費者に対する環境教育の推進 37 数値目標、指標 38

基本的方向5 複雑・多様化する社会への対応 (1課題、1項目)

課題 1	高度情報通信社会への対応(2事業)	
1	インターネットトラブルへの対応	3
指標	[3

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保

課題1 商品、サービスの安全・安心の確保

① 食品の安全性の確保(市民局・保健福祉局・経済農政局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
1	1	食の安全性確保に関する情報をホームページ、パンフレット等により迅速かつわかりやすく提供します。	生活衛生課	ホームページへの掲載、告示、記者発表等により、食中毒原因施設、その他違反者等の公表、話題となっている食品に関する情報、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行う。	・食品の放射性物質検査結果 50回 ・違反者公表 4回	а		B 27/11 2.4 点

Ī					•違反食品 1回			
1					(4)食中毒注意報·警報発令			
					·食中毒注意報(6/25~09/30)			
					•食中毒營報(7/21~9/1)			
					⑤リーフレット等配布			
					·監視指導計画 300 部			
					保健所、消費生活センター、市			
					政情報室、各区役所、図書館等			
					⑥食中毒予防の普及啓発			
					・ノロウイルスによる食中毒予			
					防対策 1,500 部			
					・手洗い手順 1,500 部			
					市民や食品等事業者へ配布			
2	2	食の安全性に関する講演会や	生活衛生課	食の安全に関する講演会及び平成				
		意見交換会などを開催し、食の		28 年度千葉市食品衛生監視指導				
		安全に対する知識の普及を図り		計画に対する意見交換会を実施す	・実施日:2月3日			
		ます。		る。	•場所:千葉市総合保健医療セ			
					ンター5 階 大会議室			
					•講演名:「食品工場の異物対策」			
					•講師:株式会社 食研			
					品質保証部 部長代理	а		
					佐渡山 健一郎			
					·参加者:33 人			
					②平成 28 年度千葉市食品衛生			
					監視指導計画に係るパブリックコ			
					メントの実施			
					・期間:1月5日~2月8日			
					・意見:2 名から 16 件			
3	3	食品衛生法に基づき食品営業	食品安全課	毎年度策定する千葉市食品衛生			引き続き監視指導を実施	
1		施設等の監視指導を実施しま		監視指導計画に基づき、食品の流			する必要がある。	
1		す。		通拠点となる食品製造施設、大規	監視件数∶4,219 件			
1				模食品取扱施設、給食施設等(地		b		
1				方卸売市場内施設及び食鳥処理				
1				場を含まない)に対し、重点的に監				
				視指導を実施する。				

4	4	食品衛生法に基づく食品検査を実施します。		毎年度策定する千葉市食品衛生 監視指導計画に基づき食品の試験 検査を実施する。	づき食品等・給食食材の微生物学的検査399 検体1,790項目、理化学的検査654 検体20,605項目を実施した。他に食中毒・食品苦情の微生物検査615 検体6,433項目、理化学的検査26 検体589項目を実施した。	b	成分規格等の改正に伴い 検査体制の充実が必要と 考えられる。
5	5	地方卸売市場における食品営業施設等の監視指導、食品検査を実施します。	食品安全課	毎年度策定する千葉市食品衛生 監視指導計画に基づき、食品の流 通拠点として、重点的に監視指導 を実施する。	・地方卸売市場内の施設を監視 指導した。 監視件数:16,600 件 検査依頼検体数等:240 検体 7,291 項目	b	引き続き監視指導を実施 する必要がある。
6	6	食鳥検査、食鳥処理場の監視 指導を実施します。	食品安全課	毎年度策定する千葉市食品衛生 監視指導計画に基づき、一羽ごと に食鳥検査を行うとともに、食品の 流通拠点として重点的に監視指導 を実施する。		b	引き続き監視指導を実施 する必要がある。
7	7	新鮮で安心な農産物の供給確保のため「千葉市産農産物生産者認証制度」の普及及び地産地消を推進します。	農政課	千葉市産農産物生産者認証制度の周知と認証を受けた生産者の農産物のPRのためのキャンペーンを実施する。	で食べられるよう、認証者に市内	b	認証者の販売促進効果を 高めるため、新たな販売 機会を提供していく必要が ある。
8	8	食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進します。	健康支援課	第 2 次千葉市食育推進計画により、食育を市民運動として展開する。		b	第2次千葉市食育推進計画に基づき、より多くの市民が食育活動に参加できるよう普及啓発が必要である。

					内容「ステージイベント及び展示 ブース」 参加者:6,315 名		
9	9	食中毒及びその疑いによる健康危機が生じた際は、食品衛生所管課等と迅速に連携を取り、情報提供や健康被害の拡大防止等の対策を実施します。<充	消費生活 センター	消費生活相談の中で食品による健康被害に関する相談を受けた場合は、相談者の同意のもと食品安全課へ専用シートを活用して情報提供を行う。	4件の情報提供を実施。 (平成 27年4月、9月、12月 平成 28年2月)	а	引続き迅速な情報提供を実施する。
		実〉	生活衛生課	保健所からの食中毒(疑)発生情報を受理し、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行う。 他県等からの食中毒(疑)情報を受け、保健所に調査依頼等を行う。	・保健所から食中毒(疑)や健康 危機情報を受理後、速やかに関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告等を行った。 ・他県等から食中毒(疑)情報の 受理後、速やかに保健所に調査 依頼等を行った。 ・被害拡大防止等のため、告示、 ホームページでの公表や、必要 に応じて記者発表を行った。	а	
			食品安全課	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因究明調査を実施し、 必要な措置を講ずるとともに、関係 機関へ情報を提供する。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	b	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因究明を行い、必要な措置等講ずると共に、情報提供を行う。

② 住まいの安全性の確保(保健福祉局・都市局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
10	1	住宅の確認申請において、建築 基準法等に基づく厳格な審査を 行うとともに、中間検査及び完 了検査での検査率の向上を目 指し、法の的確な運用を図りま す。	建築審査課	ホームページや市政だよりにおいて中間検査や完了検査の受検の呼びかけを行う。 建築主に返却する確認申請書の副本に「完了検査受検」のお願い文書を添付する。 中間検査や完了検査の時期を予測し、はがきで「中間検査、完了検査のお知らせ」を通知する。	・市政だよりに「中間・完了検査」 受検に関する情報を 2 回掲載した。 ・ホームページに受検に関する情報を掲載した。 ・予測される検査予定時期前に、 ハガキで受検のお知らせをした。 ・完了検査率 95.5%	b	・引き続き啓発活動を実施し、検査率の向上を図る。	
11	2	木造住宅及び分譲マンションの 耐震診断に要する費用の一部 を助成します。	住宅政策課	昭和56年5月31日以前の旧耐震 基準により建設された、戸建の木 造住宅及び分譲マンションを対象 に、耐震診断を行う者に対し、耐震 診断助成を実施する。	旧耐震基準により建設された木 造住宅 20 戸の耐震診断助成を 実施した。	b	分譲マンションについて は、申請がなかったので 周知に努める。	В
12	3	木造住宅及び分譲マンションの 耐震改修に要する費用の一部 を助成します。	住宅政策課	耐震診断の結果、耐震性能が劣っていると診断された、木造住宅(構造評点 1.0 未満)及び分譲マンション(構造耐震指標が 0.6 未満)について、耐震改修を行う者に対し、耐震改修助成を実施する。	耐震性が劣っていると診断された 木造住宅 20 戸及び分譲マンション 1 棟の耐震改修助成を実施した。	b	分譲マンションの設計については、申請がなかったので周知に努める。	11/5 2.2 点
13	4	すまいアップコーナー(千葉市住宅関連情報提供コーナー)において、住まいに関する情報提供などの相談業務を行います。	住宅政策課	すまいアップコーナーにおいて、住まいに関する情報提供などの相談業務を行う。(専門相談は月・水・金曜日及び第1・第3日曜日の10時から15時。一般相談は平日及び第1・第3日曜日の10時から15時。)	・すまいアップコーナーにおいて、 住まいに関する情報提供などの 相談業務を行った。 ・相談実績 541 件(軽微な相談を 除く。)	а	幅広い住宅関連情報の提供や相談に対応するため、更なる情報収集が必要である。	
14	5	シックハウス症、衛生害虫など の住居衛生に関する相談業務 を行います。	環境衛生課	住居衛生相談窓口で相談を受け付けるとともに、希望者に対して住居環境調査を行う。また、講習会の開催やホームページ・パンフレットを活用し知識の普及を図る。	①住居衛生に関する相談の受理 ア 相談件数 ・化学物質等 21 件 ・害虫相談 182 件 イ 住居環境調査件数	b	出前講座でも同様のテーマを用意し、住居衛生に関する知識を普及啓発する機会を設けているが 27年度は実績が無く、保健	

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題1 商品、サービスの安全・安心の確保

_	
・シックハウス関連 3件	福祉センターからの依頼
・ダニアレルゲン 1件	も例年とほぼ同等である。
②講習会の開催	市民に住居衛生の知識
各区保健福祉センター等の依頼	を広く普及啓発するため
により、住居衛生、衛生害虫に関	には、講習会の開催方法
する講習を行った。(計8回)	等を適宜見直していく必要
<内訳>	がある。
・デング熱、ハチ、クモ対策(美浜	また、講習内容の質の向
区)1回	上のため、外部研修等を
・ダニと食品害虫対策(中央、若	
葉区)各1回	得する必要がある。
・気管支ぜん息予防、ダニ・クモ	
対策(緑区)2 回	
・小児ぜん息予防(保健所)1回	
・蚊媒介感染症について(千葉森	
林管理事務所、千葉市特定建築	
物環境衛生管理協議会)各1回	

③ 生活用品の安全性の確保(市民局・保健福祉局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
15	1	家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく監視指導を実施します。	環境衛生課	家庭用品の基準適合検査のため、 市内に流通するおむつ、肌着、下 着、寝具等の繊維製品及びスプレ 一、洗剤等の化学製品の試買を行 い、健康科学課に検査を依頼す る。また、リーフレットの配布により 消費者への啓発を行う。	①家庭用品の基準適合検査のため試買を行い、100 検体、161 項目について年間を通じて計画どおり検査を依頼した。(違反製品:なし) ②消費者への普及啓発リーフレット配布・「守ろう!暮らしの安全」計7,100部・保健所、各区保健福祉センターで配布	b	試買時に実施している 販売業者への知識の 規制に関する知識統続る 発出に関するも継続る。 消費は、今後もがある 実施者に対するの 発に対す方の 発についったの内容に リーフレットの内容に リーフの公表 で も で も で も の を に の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	B 7/3
16	2	家庭用品について、有害物質を 含有する家庭用品の規制に関 する法律に定める規格基準に 適合しているか検査を実施しま す。	健康科学課	環境衛生課からの行政依頼に基づいて試験検査を実施する。	繊維製品等 100 検体 161 項目(ホルムアルデヒド等)の試験検査を 実施した。	b	有害物質の使用実態に基 づき、環境衛生課と検査 項目等の精査、調整を図 る。	2.3 点
17	3	消費生活用製品安全法及び電 気用品安全法に基づく立入検 査の実施により、商品等の安全 性に係る表示の確保を図りま す。	消費生活センター	消費生活用製品安全法第 41 条第 1 項及び電気用品安全法第 46 条 第 1 項に基づく立入検査を実施す る。	市内量販店を中心に立入検査を実施した。 ・消費生活用品製品安全法8店舗6品目233製品(乳幼児用ベッド等)・電気用品安全法8店舗8品目1,254製品(直流電源装置等)	a	商品等の安全性に関する表示の履行を確保するため、引き続き多様な事者に立入検査を全法に立る。電気用品安全法がでいる。程済産業には、経済産業にができる重点項目に基づいた立入検査を実施する。	

④ 関係機関等との連携(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
18	1	消費者庁、国民生活センター、 千葉県ほか近隣都県市等との 間で消費生活の安全・安心の確 保に関する情報交換を行いま す。	消費生活センター	国や近隣都市等との会議等を活用 し、事業者指導等に関する情報の 収集、意見交換等を行う。	・千葉県悪質商法被害者支援研究会(県生活安全課・県警)への参画や経済産業省製品安全研修等への参加により事業者指導に関する情報の収集や知識の習得を行った。 ・消費生活侵害事犯の被害拡大防止等に向けた連携について県警(市警部・市内警察署)と意見交換を実施した。	b	会議等の場を活用するなど、国、県、近隣都市等と連携を図り、事業者指導等の情報の収集、意見交換等を行い消費生活の安全・安心の向上を図る。	A 5/2 2.5 点
19	2	商品やクリーニングなどのサービスの安全・安心確保のため、 関係機関等に対し必要な検査を 依頼します。	消費生活 センター	消費生活相談において、必要とされる案件については、速やかに関係機関へ検査を依頼する。	消費生活相談において、必要とされる案件について、関係機関へ検査を依頼した。 実績:1件 依頼先:(独)国民生活センター商品テスト部	а	消費者の安全を確保知る ために、消費生活相談に おいて、必要とされる案件 については、引き続き関 係機関へ調査を依頼す る。	

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
③-3	消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数	件	(8) 8
3-3	電気用品安全法に基づく立入検査件数	件	(8)

指 標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 実績値
①-2	食の安全性に関する講演会や意見交換会 などを開催	□	1
①-3	食品営業施設等の監視件数	件	20,863
①-9	食品に関する相談情報連絡票の送付件数	件	4

課題2 適正な取引環境の確保

① 適正な表示の推進(市民局・保健福祉局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
20	1	家庭用品品質表示法に基づく立 ち入り検査の実施により、適正 な品質表示の確保を図ります。	消費生活センター	家庭用品品質表示法第 19 条第 2 項に基づく立入検査を実施する。	市内量販店を中心に立入検査を 実施した。 7店舗4品目320製品 (水筒、靴等)	a	家庭用品品質表示法の品質表示を確保するため、 引き続き多様な事業者に 立入検査を実施する。	
21	2	食品衛生法に基づき、食品の名称、製造所所在地、製造者氏名、消費又は賞味期限、添加物等の表示の監視・指導を実施します。	食品安全課	毎年度策定する千葉市食品衛生 監視指導計画に基づき、重点的に 監視指導する項目として実施する。	・立入検査時及び収去検体については重点的に監視し、不適切な表示等については改善等の指導等の必要な措置を講じた。 適性改善指導:8件 廃棄指導:0件	b	引き続き監視指導を実施 する必要がある。	A 8/3 2.7
22	3	条例に定める表示に関する基準の遵守状況に関する調査を 行い、その結果を情報提供します。	消費生活 センター	単位価格表示に関する調査等を実施し、結果をホームページなどにより公表する。また、総価格表示について、調査時に啓発を行う。	市内小売店を対象に単位価格表示に関する調査を実施し、その結果をホームページにより公表した。また、総価格表示について、調査時に啓発を行った。 実施時期:1月 調査品目数:23品目 調査店舗数:12店舗	а	条例・規則で定める単位 価格表示の遵守を促して いくため、引き続き調査を 実施し、その結果を公表 する。総価格表示につい ても、啓発を実施する。	点

② 適正な計量の推進(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
23	1	事業所で使用するはかりの定期 検査を行います。	消費生活センター	計量法に基づき、花見川区、稲毛区、美浜区の事業所の特定計量器の定期検査を実施する。	花見川区、稲毛区、美浜区の事業所に対し計量法に基づき特定計量器(非自動はかり等)の立入検査を実施した。 ・検査戸数:934 戸・検査個数:2,134 個※おもり個数:417 個	b	引き続き、指定定期検査 機関と連携し定期検査を 実施していく。	B 9/4 2.3 点

	1		ı		一			
					・不合格個数:32 個			
					•不合格率:1.3%			
24	2	計量販売している商店・スーパー等へ立ち入り、商品の量目について検査を行います。		中元・年末年始時期に市内スーパ 一等に立ち入り、商品の内容量が 適正に計量されているか検査を実 施する。	れていることを確認するため、中	a	引き続き、対象となる事業 所の異動状況を把握し、 立ち入り検査を実施して いく。	
25	3	事業所に立ち入り、メーター管 理台帳の整備状況や検定有効 期間切れメーターの有無などに 関する検査を実施します。		特定計量器を使用する事業所へ立ち入り、メーターの有効期間や管理方法の検査を実施する。		b	引き続き、対象となる事業所の異動状況を把握し、立ち入り検査を実施していく。	
26	4	事業者の自主的な計量管理や 計量制度の普及・啓発を推進し ます。	消費生活 センター	事業者の自主的な計量管理について検査を行うとともに、事業者の計量管理意識の向上を図る講習会や	適正計量管理事業所に対し立入 検査を実施するとともに、普及・ 啓発を行った。	b	引き続き、計量制度の推 進を図っていく。	

	市民を対象にした講座等を開催する。 ・県・市合同事業者講習会の開催 ・家庭用計量器無料検査の実施 (啓発キャンペーンの実施)	・検査戸数:2戸 ・検査結果:概ね良好 ②消費生活講座(消費生活センター探検ツアー!~僕らがつくる!?くらしの安全・安心~)(8 月)・参加者数:15名		
		③計量管理講習会(11月)		
		·参加者数:31 名 ④家庭用計量器検査(11 月)		
		・受検者数:23 名 ・受検台数:49 台		
		・		ļ

③ 生活関連商品の調査、安定供給(総務局・市民局・経済農政局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
27	1	生活関連商品についての価格 等の調査を行い、その結果を情 報提供します。	消費生活センター	年末年始の生活関連商品の価格動向等について調査し、ホームページの活用や記者発表により情報提供を行う。	年末年始期の生活関連商品の価格動向等について、調査結果を記者発表及びホームページで情報提供を行った。 ・一般食品:8品目・青果物:15品目・水産物:16品目	b	消費者の嗜好の変化を考慮し、調査品目の見直し を検討する。	
28	2	市民が身近に利用できるように 商店街等活性化事業に対する 支援を行い、地域商業の振興を 図ります。	産業支援課	性化や地域経済の振興・育成を目 的とした事業に対し、支援を行う。	・商店街等が実施した以下の事業に対し、支援を行った。 商店街共同施設整備事業地域連携・一店逸品創出事業・産業振興財団と連携し、商店街を訪問するなどして、活性化策の実施に向けた助言等を行った。	b		В
29	3	地方卸売市場の適正な運営に より、生活関連商品の安定的な 供給の確保を図ります。	地方卸売市場	市場内の公正な取引を維持しながら、卸売・仲卸業者の開設者検査による経営体質の向上、場内事業者と協力し、生鮮食料品の安定的な供給の確保に努める。	・卸売業者 1 社、仲卸業者 4 社に対して、開設者検査を実施した。・場内事業者と協力し、出荷及び取引の円滑化を図った。	b	流通形態の多様化や食料 消費の減退などにより取 扱数量が低下していること から、集荷力の向上や販 路拡大に向け場内事業者 とともに検討していく。	9/4 2.3 点
30	4	災害時において生活関連商品の円滑な流通を図るため必要があると判断したときは、事業者に対し円滑な供給その他必要な措置を講ずるよう依頼します。		主に避難生活における生活物資の 供給を確保するため、必要に応じ、 各種事業者と物資供給協定を締結 します。	災害時の生活物資等の確保手段 を充実させるため、各種事業者と 協定を締結した。 平成 27 年度締結事業者数:2 (合計 28)	а	今後も引き続き、必要に 応じて協定を締結してい く。	
			消費生活 センター	災害が発生し、生活関連商品の円滑な流通が阻害される状況が見られた場合、実態調査を行い、問題が見られた場合は、事業者等に対し、適切な対応を求める。	生活関連商品の流通を阻害する 状況が発生しなかったため、実施 せず。	-		

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
①-1	家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数	件	(8) 7
②-2	商品量目立入検査件数	件	(57) 66
②-3	事業者への立入検査件数	件	(50) 88
2-4	普及・啓発講座等の開催回数	□	(4) 4

指 標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 実績値
②-1	事業所におけるはかりの定期検査個数	個	2,134

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題2 適正な取引環境の確保

課題3 事業者に対する指導

① 法令遵守のための啓発、指導(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
31	1	事業者に対し条例に規定する不 適正な取引行為を行わないよう 指導の強化を図ります。	消費生活センター	条例上の不適正な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、 調査等を行い、必要に応じて指導する。	・県生活安全課に働きかけ、県・市合同で1事業者に対する是正指導(文書指導)を実施した。 ・意見交換を目的に来所した事業者に対し消費生活条例上の不適正な取引行為を行わないよう指導した。 事業者数:28事業者	b	随時千葉県等と連携し、 不所にないのある事をでは、 で対する調査・指導を で対する調査・指導を で換時を活用し、 で換時を活用し、 で取引で がある事と でのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がのある事と がって、 のある事と がって、 のある事と がって、 のある事と がって、 のある事と のある事と のある事と のある事と のある事と のある事と のある事と のある。	A 5/2
32	2	特定商取引法、消費者契約法 など消費生活に関連のある法 令や条例の周知、啓発を図りま す。	消費生活センター	相談業務の中で、個別の事業者に対し関係法令の趣旨等の周知を行うとともに、事業者に対し不適正な取引行為等を説明する講座を実施する。	・意見交換を目的に来所した事業者に対し消費生活条例の不適正な取引行為に関するパンフレットを配付した。 配付事業者数:47 事業者・事業者を対象に、コンプライアンス研修会を実施した(10月1回)。・受講者数(16 事業者・22 人)	a	来所した事業者に対し、 引き続き条例の周知、啓 発を実施する。また、消費 生活に関連のある法令の 中から幅広くテーマを選定 し講座を実施する。	· 2.5 点

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
1)-1	取引行為の適正化に関する講座の開催回数	回	(1) 0
①-2	法令・条例に関する講座の開催回数	□	(1) 1

基本的方向 1 消費生活の安全・安心の確保 課題 3 事業者に対する指導

基本的方向2 消費者被害の防止及び救済

課題1 消費者被害の防止

①-1 情報提供の推進・[悪質商法関連](市民局)

通番	施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
33 1	ホームページ、市政だより、啓発冊子など様々な媒体を活用して、各年齢層に応じた効果的な情報提供を推進します。	消 サ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ の の の の の の の の の の の の の	・消費者被害防止に関する有効な情報を市政だよりやホームページにより提供する。 ・各年齢層の特性に応じた啓発・ 子や高齢者用に作成したレジュメをくらしの巡回講座で活用する。 ・啓発冊子「知識」を作成し、それの豆知識」を作成し、それにおける啓発に応じた情報といい。 ・イベントにおける啓発活識したにより、 ・イベントにおける著者を意識した情報提供を行う。	・各年齢層や分野別に啓発冊子 「知っておきたい!!消費生活の豆 知識」を 7 種類発行し、消費生活	а	消費者被害について情報が行き届くよう、関心が行き届くよう、関連活動を表現のでは、消費生活に対するが多い情報を表現である。	A 19/7 2.7 点

34	2	「暮らしの情報いずみ」を効果的 に配布することにより、情報提 供を推進します。	消費生活センター	暮らしの情報いずみの認知度を高めるため、暮らしの情報いずみ特集号の発行や、町内自治会等への	らん蔵シールを配布し、悪質商法の被害防止やセンターの周知を実施した。 ・フクダ電子アリーナ、QVCマリンフィールドにおいて啓発を実施したほか、成人式にて資料配布を行った。 ・消費生活センター主催の講座やくらしの巡回講座等で暮らしの情報いずみの啓発を行った。		ちばし消費者応援団(団 体会員・個人会員)の登録 者の増による送付先の確	
		供で推進しま り 。		回覧や医院への配架の働きかけを実施する。	・市内の医療機関及び町内自治会に対し文書にて暮らしの情報いずみの配架・郵送について案内文を送付した。・ちばし消費者応援団に登録した団体会員、個人会員に対し送会した。(団体会員53団体、個人会員46名)・町内自治会を対象に、ちばし消費者応援団(団体会員)に登録を以上では、18団体会員)に登録があり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、に登録がり、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、とい	а	保を行うほか、暮らしの情報いずみ自体の周知を行う。	
35	3	悪質商法被害防止に関する情報を電子メールにより関係機関等へ配信します。	消費生活センター	ホームページや暮らしの情報いず みなどで周知を行い、新たな配信 先の掘り起こしに努める。		b	消費者被害注意報の周知 を行い、電子メール希望 者を含めた情報提供先の 掘り起しが必要。	

36	4	ちばし安全・安心メールを利用 し、悪質商法被害防止に関する 情報を配信します。	地域安全課	悪質商法被害防止や振り込め詐欺 等に関する情報をワンポイント防犯 情報として登録者に対し随時配信 する。	予兆電話の多発時や年金支給日 にワンポイント防犯情報を登録者 に対し配信した。(16 件)	а	子どもや女性を犯罪から 守るための情報配信につ いて、取扱方法を検討す る必要がある。
			消費生活センター	市内の消費者被害の拡大を防止する必要が認められる事案について、関係課と協議の上、ちばし安全・安心メールを配信する。	市内の消費者被害の拡大を防止する必要が認められる事案について、地域安全課に依頼し、ちばし安全・安心メールを配信した。 実績:4件	а	被害拡大のおそれのある事案を迅速に把握する。
37	5	身に覚えのない請求を突然受ける架空請求はがき等の発信元に関する情報をホームページにより迅速に提供します。	消費生活 センター	相談情報の実態調査等を行い、発 信元に関する情報を迅速に公表す る。	消費生活相談に寄せられた情報において法人の実態がなく架空請求の疑いが強い案件について発信法人名等の情報をホームページで提供した。 ・情報提供件数:3件	a	緊急性のある架空請求に 関する消費生活相談情報 を迅速に把握する。
38	6	悪質商法被害防止に関する情報を電子メールにより学校へ配信します。		学校や若者に対する悪質商法被害防止に関する情報提供について電子メールやソーシャルメディアの活用を含め検討する。	学校における連携事業で、消費 生活センターホームページの紹 介及び相談窓口の周知を行っ た。	b	学校を通じて実施する情報提供について、電子メールを含め、様々な手法を検討する。

①-2 情報提供の推進・[多重債務関連](市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
39	1	債務整理のための方法等に関する情報を提供します。	消費生活センター	多重債務特別相談の実施日や申込方法について市政だよりやホームページで紹介する。加えて、市税事務所や保健福祉センターの窓口で、ポスターの掲示等を行う。		а	庁内関係機関の協力により、多重債務者の更なる 掘り起こしを進める。	A 3/1 3.0 点

①-3 情報提供の推進・[高齢者・障害者関連] (市民局・保健福祉局)

		HOLDING PARTICLE STREET A T		(-1- 5-4)-A Mi-Maille III-1-A)				
通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
40	1	成年後見制度の利用を円滑に 行えるよう情報を提供します。	消費生活センター	消費生活相談、くらしの巡回講座 及び主催講座を通じて情報提供を 行う。	消費生活相談やくらしの巡回講座において適宜制度について案内するとともに、消費者サポーター養成講座において、千葉市成年後見支援センターの講師による講義を行った。	a	市成年後見支援センターとの連携を継続する。	
			高齢福祉課	判断能力が不十分な方が成年後見制度の利用を円滑に行えるように支援する。	千葉市成年後見支援センター実績 736 件 【内訳】 ・電話 452 件、面接 268 件、弁護士 16 件 ・チラシ 26,000 部作成・普及啓発活等活動実施状況 講演会 2 件、講師派遣 15 件、PR 活動 2 件	b	引き続き情報提供に努めていく。	A 8/3
41	2	行政、関係団体などによる千葉 市高齢者等悪質商法被害防止 ネットワーク会議を通じて連携 の強化を図り、情報の提供を推 進します。	センター			a	(消費生活センター) 被害が発生した際の連絡 システムの再者をした際知をともに、消費に配ける。 (地域を定期のである。 (地域をである。 (地域をである。 (地域をである。 (地域をできるでは、できるできる。 (地域をできるできるできるできる。 (地域をできるできるできるできる。 (地域をできるできるできるできる。 (では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	2.7 点

		止ネットワーク会議において、消	合に対応できるようにして
		▋ 書者被害防止の啓発活動を行う ■	いく。
		場として障害者福祉団体会議	
		や、その他の障害関連イベントを	
		活用できることを情報提供した。	
		(障害者自立支援課)	

② 苦情相談情報の活用(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
42	1	消費生活センターに寄せられた苦情相談の内容を分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止などに関する施策へ反映させます。	消費生活センター	被害発生状況を踏まえ、喚起すべき事例等を分析し、市民に対し積極的に情報提供を行う。	苦情相談の内容や国民生活センターからの情報提供況や時報提供況や時報とは活きをいる。 意をしの情報による情報による情報による情報による情報による情報による情報による情報による	а	苦情相談の内容や国民生活センターからの情報提供などを分析し、啓発や講座で活用し情報提供を行う。	A 8/3 3.0 点

③ 地域、関係団体等との連携(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
43	1	千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議との連携を図りながら、行政・関係団体・地域団体などが一体となって消費者被害の防止を図ります。		消費者被害防止のため、関係機関等と連携し、啓発活動等の充実を図る。	ネットワーク会議の委員が関係する下記のイベントや会議において、消費生活センターの機能周知を図った。 区民まつり(6区) あんしんケアセンター管理者会議スプリングフェスティバル指定居宅サービス事業者等連絡会議で書者団体説明会(資料提供のみ)障害福祉サービス等に係る事業者説明会	а	ネットワーク会議の情報提供や意見を踏まえ、消費 者被害防止のための施策 を検討する。	A 6/2 3.0 点
44	2	社会福祉協議会やあんしんケアセンター等との連携の強化を図ります。	消費生活センター	社会福祉協議会やあんしんケアセンターとの連携を軸に、町内自治会等との連携も検討する。	・あんしんケアセンター管理者会議において消費生活センターとの連携を要請した。 ・社会福祉協議会の地区部会等を対象に巡回講座を実施した。(9回) ・暮らしの情報いずみの回覧に協力する、町内自治会を募集した。(255団体に配布開始) ・町内自治会に対し、ちばし消費者応援団団体会員を募集した。(18団体)	a	社会福祉協議会等に対する働きかけを継続し、効率的に消費者被害防止のため施策を実施する。	

基本的方向 2 消費者被害の防止及び救済 課題 1 消費者被害の防止

数値目標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
1-1-1	消費生活センターホームページのアクセス 件数	件	(17,600) 24,915
①-1-1	消費生活センターモバイル版ホームページ のアクセス件数	件	(2,760) -
①-1-2	「暮らしの情報いずみ」を効果的に配布する 場所の確保	箇所	(295) 568
①-1-3	悪質商法被害に関する情報提供の配信先の確保	箇所	(24) 34

指 標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 実績値
1)-1-5	架空請求はがき等の発信元に関する情報 のホームページへの掲載件数	件	3
3-1	消費者被害注意報の配信先件数	件	43

課題2 消費生活相談窓口の機能強化

① 消費者被害の救済(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
45	1	消費生活相談員による助言・あっせんにより適切な相談対応を行い、消費者被害の拡大防止・早期救済を図ります。〈 充実 〉	消費生活センター	相談員の研修会や事例研究会等を引き続き実施し、相談員の資質向上を図る。また、未配置となっている統括消費生活相談員の補充について検討する。		b	相談員の研修会や事例研究会を引き続き実施する。また、国民生活センター主催の研修に参加し、相談員の資質の向上を図る。	B 2/1 2.0 点

② 相談体制の強化(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
46	1	多重債務問題等に関する特別 相談を実施します。	消費生活センター	利用促進のためのPRを実施しながら、引き続き各区役所で月 2 回出張相談を実施する。	区役所と連携した消費生活出張 相談を全ての区役所で第 2·4 週 に実施した。 実施回数:134 回	а	区役所消費生活出張相談 の利用を促進するため、 効果的なPRを実施してい く必要がある。	
47	2	高齢者や障害者に関する相談窓口との連携の強化を図ります。	消費生活センター	高齢者・障害者の相談窓口からの 相談に対し助言を行う。	・区役所において消費生活出張相談のポスターを掲示し、高齢者等の相談窓口からの相談に対し助言を行った。 ・特別相談「高齢者トラブル 110番」における相談件数:20件・発達障害者支援センターと連携して巡回講座を実施した。	b	高齢者や障害者の相談窓口に対し、出張相談等の相談窓口を効果的に活用するよう促していく必要がある。	A 10/4 2.5 点

					実施回数 1 回		
48	3	消費者被害の解決に向けたあっせん交渉等において手話通訳 者を手配します。		相談者からの申し出に基づき、適 宜手話通訳派遣依頼を行う。	相談者からの申し出がなく、実施せず。	-	相談者から手話通訳の利 用の申出があった場合に は適切に対応する。
49	4	消費生活相談窓口を周知し、利 用促進を図ります。	消費生活センター	民間商業施設での消費生活相談の実施場所を拡大し、相談窓口の充実化及び区役所消費生活出張相談について一層の周知を図る。		a	区役所消費生活出張相談 について一層の周知を図 る。
50	5	≪新規≫ 電子メールによる消費 生活相談の受付を実施します。	消費生活センター	インターネットによる消費生活相談の受付を引き続き実施する。また、各種媒体による広報を行う。	・インターネットによる消費生活相談を受け付け、メールで助言等を行った。 ・インターネット相談件数:19件ホームページ及び市政だよりにより、消費生活相談窓口等について周知を図った。	b	引き続きインターネットに よる消費生活相談の受付 を実施し、必要に応じ、各 種媒体による広報を行う。

③ 相談員の専門的知識の向上(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
51	1	相談処理の向上に関する研修 への計画的な参加や所内研修 の充実を図ります。〈 充実 〉	消費生活センター	相談員の資質向上を図るため、相 談員に国民生活センター主催の専 門研修に参加させる。又、参加者 はその内容を伝達するほか、相談 員間で相談事例の研究を行う所内 研修を計画的に実施する。	て、研修内容の共有化を図った。	a	研修時の業務人員確保と 費用増による参加人員の 精査が必要である。	A 3/1 3.0 点

④ 関係機関等との連携(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
52	1	弁護士会等との連携による多重 債務問題等に関する特別相談 を実施します。	消費生活センター	関係各課と連携し、一層の周知を 図りながら、多重債務特別相談を 月2回実施する。	・多重債務特別相談を月 2 回実施した。 ・多重債務者支援庁内連絡会議において多重債務特別相談について周知した。 ・多重債務特別相談の実施に関し、市政だよりや暮らしの情報いずみで周知した。	а	引き続き市関係機関と連 携し、多重債務者の更な る掘り起こしに努めていく 必要がある。	A
53	2	消費生活相談アドバイザーの助 言による消費生活相談のすみ やかな問題解決を図ります。	消費生活センター	引き続き県弁護士会と協定を締結 し、消費生活相談アドバイザー制 度の利用により相談機能を強化す る。	県弁護士会と消費生活相談アドバイザー協定を締結し、法律的な助言が必要な消費生活相談において活用した。 活用件数:12件	b	弁護士のアドバイスを消費生活相談員間で共有化していく必要がある。	10/4 2.5 点
54	თ	国民生活センター等との連携に より、相談処理等に関する情報 の共有を図ります。	消費生活センター	消費者庁や国民生活センターの会議から得られた情報や研修の成果等を共有するための事例研究会を 定期的に開催し、組織全体で情報の共有化を進める。	・毎月 1 回、事例研究会を開催し、研修の成果等の共有化を図った。※7.9.1 月はあわせて所内研修会を実施した。・国民生活センター主催の専門研	а	引き続き事例研究会を開催し、消費生活相談員の 相談処理に関する処理能力の向上を図る。	

					修へ参加した。(13 回)		
55	4	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議における多重債務者支援策を推進します。〈 充実 〉	消費生活センター	千葉市多重債務者支援庁内連絡 会議を開催するとともに、多重債務 問題に対する職員の意識向上を図 る研修を実施する。	多重債務者支援庁内連絡会議・ 多重債務問題に関する研修会を 開催した。 ・開催回数:2回(6月、11月) ・第1回研修会 テーマ:消費生活センターの 業務と多重債務相談 講師:水野 消費生活相談員 ・第2回研修会 テーマ:多重債務問題の実例 と手続の具体的な流れについて 講師:清水 佐和 弁護士	b	多重債務者支援庁内連絡 会議を構成する関係課職 員の多重債務問題に対す る意識等を高めていく必 要がある

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
①-1	消費生活相談の解決率(助言)	%	(74) 79.5
1)-1	消費生活相談の解決率(情報提供)	%	(14) 10.6
①-1	消費生活相談の解決率(あっせん)	%	(9) 5.9
3-1	消費生活相談員研修の実施回数	回	(24) 33
4 -4	多重債務者支援庁内連絡会議における消費生活相談窓口への誘導件数	件	(32) 23

指標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 実績値
①-1	消費生活相談受付件数	件	6,524
①-1	高齢者の消費生活相談受付件数及び全相 談件数に占める割合	件 (%)	2,337 (35.8)
①-1	若年者の消費生活相談受付件数及び全相 談件数に占める割合	件 (%)	734 (11.3)
2-1	多重債務者の相談件数及び全相談件数に 占める割合	件 (%)	145 (2.2)
②-5	電子メールによる消費生活相談の受付件数	件	19
4 -1	多重債務者特別相談の実施回数	回	23
4 -2	消費生活相談アドバイザー利用件数	件	12

基本的方向3 消費者の年齢その他の特性に対する配慮

課題1 高齢者、障害者、若年者に対する支援

① 高齢者・障害者の財産等の保護(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
56	1	≪新規≫ 成年後見制度等を利用できるよう、関係機関と連携を図ります。	消費生活センター	市成年後見支援センターや各種団体と連携し、成年後見制度の周知に努める。	・消費者サポーター養成講座において、市成年後見支援センターから講師を招き、成年後見制度に関する講座を実施した。 ・くらしの巡回講座で必要に応じて成年後見制度を紹介した。	а	成年後見制度の周知のため、市成年後見支援センターや各種団体の連携を 継続する。	A 3/1 3.0 点

② 若年者に対する支援(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
57	1	若年者に対し街頭キャンペーンなどを実施します。	消費生活センター	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民生活センターと共同で、啓発用のポスター・リーフレットを作成・配布するとともに、啓発機会の拡充を図る。ホームページ等を活用した若年者への情報提供を進める。	者被害防止共同キャンペーンに おいて、ポスター・リーフレットを 中学校・高校・大学等に配布する	а	消費者被害への関心が薄い若者に対し、効果的な啓発が行えるよう検討が必要である。	A 5/2 2.5 点

				の企画展示を実施 ・区役所等における消費者教育 ポスター入賞作品等の巡回展示			
58	2	≪新規≫ 若年者に対する特別 相談を実施します。	関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止キャンペーンで、若者トラブル110番を実施する。	関東甲信越ブロック若者悪質商 法被害防止キャンペーンにおいて、若者トラブル110番を設置した。 実施時期:1月20·21日 相談件数:3件	b	引き続き関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止キャンペーンにおいて、若者トラブル110番を設置する。	

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
2-2	若年者に対する特別相談の実施回数	回	(4) 2

指 標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 実績値
①-1	成年後見制度に関する相談件数	件	5

基本的方向4 消費者の自立支援

課題1 学習機会の拡充

① 学習機会の拡充、自主的な学習活動の支援(市民局・教育委員会)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
59	1	様々な年齢層が参加することができるよう消費生活に関連する講座を開催します。〈 充実 〉	消費生活センター	各年齢層の特性を踏まえた講座を 開催する。	消費者教育の体系イメージマップを参考に、受講者の年齢層に応じた各種講座を実施した。 ①消費生活講座・一般向け 2回・子ども(親子)向け 2回・高齢者向け講座 5回 ②悪質商法等被害防止講演会(高齢者・見守り)6回 ③消費者月間記念講演会等2回 ④学校との連携講座 17回	а	各年齢層が興味を持つ講座を検討するとともに、効果的に情報提供等を実施し、受講者数の増加を図る。	A 16/6 2.7 点
			生涯学習 振興課	各公民館等において、それぞれの 地域の実情や学習ニーズを踏ま え、学習機会の提供に努める。	消費生活講座等を 25 館で 42 事 業実施した。 延受講者数:1,015 人	a	各公民館所管区域の学習 ニーズをとらえながら、引き続き公民館で多様な学 習機会の提供を図る。	从
60	2	各年齢層に応じた市民の幅広 いニーズに対応するため、くらし の巡回講座の内容を充実し、利 用促進を図ります。	消費生活センター	くらしの巡回講座のメニューや実施 方法を見直し、利用促進を図る	・くらしの巡回講座・連携事業を 実施した(125回)。 ・主催者の要望や対象者の特性 に合わせ、くらしの巡回講座を実 施した。	а	・市民のニーズや最新の事例をくらしの巡回講座の内容に反映させ、利用促進を図る。	
61	3	消費生活に関連する図書・ビデオ等の学習教材の内容を充実し、学習活動の場としての消費生活センターの利用促進を図ります。	消費生活センター	消費者のニーズに合った図書・ビデオ等の学習機材を購入する。 所蔵図書及び資料情報コーナーの 情報提供を充実させ、利用促進を 図る。	を新たに配架し、ホームページに	b	所蔵図書や資料情報コーナーを充実させるとともに、その内容を周知することで利用促進を図る。	

				て、団体に加え個人まで対象を 拡充し、施設の利用促進を図っ た。		
62	4	≪新規≫新入生オリエンテーションや新入社員研修などの機会を利用し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	 大学の新入生オリエンテーションや 新入社員研修での講座を大学・企 業などと連携して実施する。	学校と連携し、新入生オリエンテーション等で消費者被害防止の 啓発講座を実施した。(17 回、 2,002 人)	a	学校・企業などに啓発講座について周知し、講座の増を図る。
63	5	様々な講座・講演会等で消費者施策に消費者の意見が反映できる機会を設けます。	 くらしの巡回講座や消費生活講座 でアンケートを実施し、その結果を 講座の内容等に反映させる。	・主催講座においてアンケートを実施し、先の講座を決定する際の資料とした。 ・くらしの巡回講座において実施したアンケートの内容を講師に伝え、講座の進め方等について工夫した。	b	アンケートを分析し、消費者の意見を踏まえ講座内容を検討する。

② 消費者教育の推進(教育委員会)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
64	1	教員研修において消費者教育 の内容や進め方等に関する研 修を行います。	指導課	学習指導要領の趣旨を踏まえた、 小・中学校家庭科における消費者 教育に関連する研修内容を検討す る。	教科主任会や教育課程研究協議 会の場で、学習指導要領の趣旨 を踏まえた消費者教育推進のた めの研修を行った。	b	学習指導要領の趣旨を踏まえた、小・中学校家庭科における消費者教育に関連する研修内容を検討する	A 5/2 2.5
			教育センター	新学習指導要領に基づいて、消費 者教育の内容を幅広く教職員に広 める研修機会を検討する。	夏季休業中を中心に実施している専門研修において消費者教育の視点に立って研修を実施した。	а	消費者教育に関する研修時間の確保。	点

③ 学校における消費者教育の推進(教育委員会)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
65	1	学校における消費者教育を推進します。 〈 充実 〉	指導課	学習指導要領を踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じた指導・助言や資料提供を行うとともに、各教科・領域における消費者教育との関連を検討する。	学習指導要領を踏まえた、小・中学校の各学年・各教科等で、消費者教育と関連する指導事項を一覧表にまとめた。	а	消費者教育に関連する指導事項の見直しを行う。 専門機関等との連携をとり、最新情報の提供等、 適切な指導・助言に努める。	
			教育センタ	新学習指導要領に基づいて、研修 等の機会に指導・助言や資料提供 を行う。	基本研修において、消費者教育 に関するリーフレット等を配布し た。	b	消費者教育を学校現場で 進める際のポイントについ て助言を行う。	
66	2	児童、生徒向け啓発冊子等の 活用を図ります。	指導課	児童、生徒向け啓発冊子等の見直 し・検討を図る。	教育課程研究協議会、教科主任会、ブロック研修、学校訪問の折に、児童生徒向け啓発冊子等の活用を促した。	b	児童生徒向け啓発冊子等 の活用を図る。	B 14/6 2.3
			教育センター	消費者教育に係る研修等において、学校での啓発冊子等の活用状況や意見を確認し、資料の改善に役立てる。		а	アンケート項目について、 適切であるか、再検討を 行う。	点
67	3	消費者教育に関する指導用資 料の活用を図ります。	指導課	授業で使用できる消費者教育に関する指導用資料の見直し・検討する。	教科主任会や教育課程研究協議 会において、指導資料を紹介した り、活用方法を検討したりした。 学校訪問の際には、指導資料を 活用した授業がみられた	b	特別支援学級向けの指導 資料の検討・作成と、指導 資料の活用を図る。	
			教育センター	授業で使用できる消費者教育に関 する指導用資料の活用例等の紹 介をする。	基本研修や専門研修において、活用例について紹介した。	b	活用例を広げ、紹介を行う。	

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
①-1	消費生活講座等の受講者数	人	(770) 2,456
①-2	くらしの巡回講座の受講者数(総数)	人	(3,560) 5,488
①-2	くらしの巡回講座の受講者数(学校)	人	(0) 0
①-2	くらしの巡回講座の受講者数(高齢者)	Д	(2,940) 4,785
①-2	くらしの巡回講座の実施回数(若年者)	回	(2) 0
①-3	消費者活動コーナー及び資料情報コーナー の利用者数	Д	(250) 184
①-4	消費者被害防止のための啓発講座の実施 回数	□	(24) 17

課題2 環境に配慮した消費生活の推進

① 循環型ライフスタイルの推進(環境局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
68	1	焼却ごみ 1/3 削減に向けた普及啓発活動を推進します。	廃棄物対 策課	「焼却ごみ 1/3 削減」の目標は達成したが、3 用地 2 清掃工場運用体制への移行に向け、安定的かつ継続的なごみ処理体制を確保するため、さらなるごみの減量・再資源化に向けて啓発を行う。	市内大学生で組織されたボランティアグループ「ちばくりん」と連携し、大学祭等でごみ減量の啓発を実施するとともに、不動産関連団体と連携し、単身世帯向け住宅にごみ減量チラシのポスティングを実施した。	а	さらなる焼却ごみ削減の ため、世代別に啓発内容 を変えるなど、効果的な広 報を実施する必要があ る。	
69	2	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちば ルール」協定店の拡充などに取 り組みます。	廃棄物対 策課	「ちばルール」協定店の拡充に向け、協定店の積極的なPRを行うとともに、募集活動を行う。		а	「ちばルール」協定店を拡充するとともに、取組みを広く周知する必要がある。	
70	3	ごみ減量広報紙やリサイクルハンドブックの発行などにより、ごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図ります。	廃棄物対 策課	ごみ減量広報紙のGO!GO!へらそうくんを年 1 回、リサイクリーンちばを年 1 回発行する。	・「GO!GO!へらそうくん」(2/1 発行) 326,000 部 ・「リサイクリーンちば」(10/1 発 行) 14,400 部	а	市民・事業者の興味・関心 を喚起できるよう、タイムリ 一な情報提供に努める必 要がある。	A 17/6 2.8
71	4	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、生ごみ減量処理機等の購入費の助成を行います。	廃棄物対 策課	生ごみ減量処理機(補助率 1/2 補助上限額 35,000 円)及び生ごみ肥料化容器(補助率 2/3 補助上限額4,000 円)の購入費の助成を行う。	・生ごみ減量処理機 97基・生ごみ肥料化容器 175基	а	交付件数の増加を目指 し、効果的な広報をする必 要がある。	点
72	5	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、古紙・布類を回収する集団回収の支援を実施します。	収集業務 課	集団回収団体への補助金の交付 や保管庫等の設置などに対する支 援を行う。	回収量:14,094t 補助金額:31,522 千円 保管庫等用具を支援した団体 数:41 団体	b	集団回収団体による資源 物回収量の増加	
73	6	エコライフカレンダーの作成・配 布により、地球温暖化対策の取 組みを推進します。	環境保全課	エコライフカレンダーを 24,000 部作成する。 環境家計簿の普及を図る。	・エコライフカレンダーを24,000 部作成し、区役所等で配布した。・配架先の希望部数を調査し、効率的に配分した。	a	特になし。	

② 消費者に対する環境教育の推進(環境局・教育委員会)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
74	1	環境問題関連の講演会や学習会などを開催し、環境保全に向けた意識の高揚を図ります。	環境保全課	公民館等での環境教育講座を開催する。 環境月間の周知を図るため、環境フェスティバルを開催する。	公民館講座を 6 回開催し、計 80 人が参加した。 6月 26日(金)に「2015ちばし環境 フェスティバル」を開催し、251 人 が参加した。	а	特になし。	
			生涯学習振興課	各公民館等において、それぞれの 地域の実情や学習ニーズを踏ま え、学習機会の提供に努める。	環境教育講座等を 32 館で 48 事業実施した。 延受講者数:1,020 人	b	各公民館所管区域の学習 ニーズをとらえながら、引 き続き公民館で多様な学 習機会の提供を図る。	
75	2	児童、生徒向け環境教育教材を 作成するとともにこれを活用し、 環境教育を推進します。	環境保全課	小・中学生向けの環境教育教材を 作成し、小学校4年生・中学校1年 生に配布する。	小学生版 9,600 部、中学生版 8,950 部をそれぞれ作成し、配布 した。	а	特になし。	A
			指導課	小・中学生向けの環境教育教材の 活用を図るよう指導・助言する。	小・中学生向けの環境教育教材 の活用を図るよう指導・助言し た。	а	具体的な活用方法につい ての検討	20/7 2.9 点
76	3	環境学習モデル校を指定し、環境保全活動を推進します。	環境保全課	環境学習モデル校を小・中学校と も6校ずつ指定し、環境保全活動 を推進する。	環境学習モデル校を小・中学校と も6校指定し、活動を支援した。	а	特になし。	
			指導課	環境学習モデル校の実践を通して 環境保全活動を推進する。	環境学習モデル校の実践を通し て環境保全活動を推進した。	а	環境モデル校の取組を他 校に広げる方策の検討。	
77	4	幼児用・小学校低学年用の 3R 啓発教育図書を配布するととも に、ごみの分別方法や再資源化 について体験学習する「ごみ分 別スクール」を実施します。	廃 棄 物 対 策課	3R啓発教育図書の紙芝居版を幼稚園・保育所にて読み聞かせを実施する。 ごみ分別スクールを市内114校(市立小学校113校、千葉大付属小学校1校)で実施する。	ごみ分別スクール 113 校実施 へらそうくんルーム 12 か所実施 (未就学児向け)	a	未就学児・小学生に加え、 その保護者にも取り組ん でもらえるよう、啓発方法 を見直す必要がある。	

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 (上段:目標値) 下段:実績値
1)-1	一人1日あたりのごみ(一般廃棄物)の排出 量	グラム	(662) 641

指 標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 実績値
②-3	環境学習モデル指定校	校	6

基本的方向5 複雑・多様化する社会への対応

課題 1 高度情報通信社会への対応

① インターネットトラブルへの対応(市民局)

通番		施策の内容	担当課	平成 27 年度実施予定	平成 27 年度実績等	評価	今後の課題	項目 評価
78	1	パソコンや携帯電話利用におけるインターネット関連トラブル等への対応強化のため、相談員の専門知識の向上を図ります。 〈 充実 〉	消費生活センター	国民生活センター等が行うインターネットトラブルに関する専門講座に相談員を参加させ、その内容を全相談員へ伝達する所内研修を開催する。	・インターネットトラブルに関する 専門講座に参加:国民生活センター2件、その他1件 ・毎月1回の相談員定例会・事例 研究会にて、国民生活センター の講座等で得た情報について、 情報共有を図った。	a	日進月歩のネット業界に関わる最新の消費生活トラブルに対応すべく、専門知識を継続的に習得する。	
79	2	インターネット取引の特性やトラブル事例、対策などについて消費者教育の場において取り上げるとともに、啓発講座の充実を図ります。		各種講座等で周知を図る。	インターネット関係の啓発講座を実施した。 ・シニアを対象としたスマートフォンの操作に関する講座(3回) ・シニアを対象としたタブレットの操作に関する講座 ・インターネットに関する消費者トラブルや悪質商法に関する講座 (2回)	а	受講者の特性に応じ、講座にインターネット取引等 の内容を盛り込む。	A 6/2 3.0 点

指 標

個別施策	項目名	単位	平成 27 年度 実績値
①-2	インターネットに関連する講座の開催回数	回	6